

宇和島市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因となっている未婚化及び晩婚化に歯止めをかけるとともに、地域の活性化を図るため、宇和島市において結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業又は結婚を推進するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において宇和島市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する事業を実施する市内の団体で、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 公序良俗に反する団体
- (3) 営利を目的として結婚相手紹介事業を営む団体
- (4) その他市長が適当でないとする団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、男女の健全な出会いの機会を提供する事業及び結婚への取り組みを支援する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とすること。
- (2) 市内外から男女参加者を広く募集し、参加者が概ね10人以上であり、かつ、参加者の概ね半分以上が市内に在住又は勤務する者であること。ただし、市長が認めた場合は、男女いずれかの募集とすることができる。
- (3) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。ただし、参加者の飲食費に関しては、半額以上を参加費として徴収すること。
- (4) 補助金交付決定時において事業に着手していないこと。
- (5) その他市長が必要とする事項

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち前条に規定する補助対象経

費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき20万円を限度とする。

2 男性又は女性のみを募集して実施する場合は、前項の補助金の額及び限度額ともに2分の1とする。

3 同一補助対象者に対する補助は、同一年度において2回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、宇和島市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要説明書（様式第2号）

(2) 宇和島市婚活支援事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに書類等の審査を行い、適当と認めるときは、宇和島市婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、その理由を付して、宇和島市婚活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、不交付の決定を申請者に通知するものとする。

(変更、中止及び廃止)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について次の各号のいずれかに掲げる変更等をしようとする場合は、速やかに宇和島市婚活支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の内容に変更があった場合（補助金の額に変更を生じないものを除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を宇和島市婚活支援事業変更（中止・廃止）承認（非承認）通知書（様式第8号）により補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から30日以内に、宇和島市婚活支援事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第10号)
- (2) 補助事業に要した費用の領収書の写し
- (3) 補助事業実施時の記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該実績報告書に係る書類等の審査により、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、宇和島市婚活支援事業補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、遅滞なく宇和島市婚活支援事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市婚活支援事業補助金概算払請求書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、宇和島

市婚活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（守秘義務）

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に際して知り得た個人情報 を適正に管理及び利用するとともに、参加者からの苦情等に対し誠意をもって自主的な解決に努めなければならない。補助事業の完了後においても同様とする。

（報告義務）

第15条 補助事業者は、補助事業の実施によって、参加した男女が結婚に至ったことを知った場合は、市長へ報告しなければならない。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内 容
謝金	講師等への謝礼等（講師の交通費及び弁当代含む。）
食糧費	事業の目的達成のため必要な食糧費に限る。ただし、補助事業者の飲食にかかる費用は除く。
消耗品費	補助事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料の印刷費等
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
広告宣伝費	新聞等による宣伝料
手数料	振込手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	事業を委託して実施する場合に必要な委託経費
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費